（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［2～91　略］

92　法別表第五第二十九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

93　法別表第五第三十号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

［削る］

94～98　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［2～91　同上］

92　法別表第五第二十八号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

93　法別表第五第二十九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

94　法別表第五第三十号の総務省令で定める事務は、建築基準法第七十七条の六十三第一項の規定により経由される書類の受理、その書類に係る事実についての審査又はその書類の提出に対する応答とする。

95～99　［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第１（第１条関係）	別表第１（第１条関係）
１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準	１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　飼料一般の製造の方法の基準	(2)　飼料一般の製造の方法の基準
ア～ヒ　（略）	ア～ヒ　（略）
フ　フィターゼ（その２の(8)）は、豚、鶏、うずら、魚類及び甲殻類を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。	（新設）
(3)・(4)　（略）	(3)・(4)　（略）
(5)　飼料一般の表示の基準	(5)　飼料一般の表示の基準
ア　（略）	ア　（略）
イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。	イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。
(ア)～(エ)　（略）	(ア)～(エ)　（略）